

各高齢者福祉施設・事業所管理者 様

愛媛県保健福祉部長

令和4年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における
介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金について

各施設及び事業所におかれましては、新型コロナウイルスの感染防止対策等に御尽力いただき、深く感謝申し上げます。

令和3年度に引き続き、県では、国の実施要綱に基づき、新型コロナウイルス感染症感染者発生の影響を受けた介護サービス事業所・介護施設等（以下「事業所等」という。）が、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費に対して支援を行うことといたします。

については、別添のとおり「令和4年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金実施要綱」及び「同交付要綱」を制定しましたので、対象事業所等に該当することとなった場合は、本補助金を活用いただきますようお願いいたします。

記

1 送付資料

- ・令和4年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金実施要綱
- ・令和4年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱
- ・（別紙1）補助対象・補助額・対象経費等
- ・（別紙2）補助申請書添付様式
- ・（別添3参考）施設内療養チェックリスト

2 本補助金の対象となる事業所等

以下（ア）～（ウ）のいずれかに該当する事業所等に限り、詳細な要件については、実施要綱第4条を御確認ください。

- （ア） 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む。）
- （イ） 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所

系サービス事業所

- (ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等

3 本補助金の対象経費

令和3年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症への対応において発生した、通常の介護サービス提供では想定されないかかり増し経費のうち、実施要綱第4条に掲げる経費が対象となります。

4 本補助金の補助率・補助上限

実際に発生したかかり増し経費（支払実績が証明できるものに限る。）に対し、補助率10分の10で補助しますが、別紙1に定める基準単価を上限とします。

ただし、クラスター等が発生し、基準単価を大きく上回る経費を要した場合等は、個別協議可能とします。

5 その他

松山市管轄の事業所等については、松山市に申請いただくこととなりますので、松山市介護保険課にお問い合わせください。

【お問合せ先】

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部生きがい推進局

長寿介護課 介護事業者係

TEL：089-912-2432(係直通) FAX：089-935-8075

e-mail：choujukaigo@pref.ehime.lg.jp